

公益社団法人秋田被害者支援センター
令和8年度ボランティア支援活動員（第22期生）募集要綱

公益社団法人秋田被害者支援センターは、犯罪や事故等に遭われた方々などの精神的支援等を行うことを目的として平成13年4月20日に設立された団体です。平成17年4月1日には秋田県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受け、その活動はボランティア支援活動員によって支えられています。

支援活動員の活動の中心は、電話相談、面接相談、直接的支援（病院・警察署・検察庁・裁判所等への付き添い）、自助グループへの支援及び各種イベント・キャンペーンでの広報啓発活動等です。このような活動を通して、被害に遭われた方々などのそばに寄り添う支援を行っていただくボランティアを募集しています。

1 募集期間

令和8年2月1日から2月28日まで

2 募集資格

- (1) 年齢25歳以上70歳未満の心身ともに健康な方
- (2) 支援活動に必要な知識・技術を取得してもらうため、専門的な研修を受けることができ、その後、支援活動が可能な方

3 募集人員

約10名

4 選考方法

- (1) 提出された関係書類に基づいて、一次審査（書類審査、面接等）を行い、「支援活動員候補者」として登録させていただきます。結果については、後日通知します。
- (2) 一次審査で選考された方は、1年間で概ね50時間の研修を受けていただきます。

5 研修内容

- (1) 犯罪や交通事故の被害者、ご家族及びご遺族への支援活動に必要な知識、技術を習得するため医師、臨床心理士、弁護士等の専門家や県警察担当者等の講義、演習、実習等の研修を受けていただきます。
- (2) 研修は、令和8年4月から実施予定です。

（令和7年度の例：6月10日から11月19日までの水曜日（終日）14日間、初級・中級・上級の講義受講、以降3月までの平日数日間、電話相談・広報活動の実地訓練等）

※ 講義日程は、受講生の希望等により調整します。

6 ボランティア支援活動員の活動内容等

研修終了後、二次審査（面接等）を実施し、ボランティア支援活動員として適正のある方を登録して活動していただきます。

(1) ボランティア支援活動員の活動内容

ア 電話相談（祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までの前半又は後半の各3時間、月2～3回程度）

イ 直接的支援（病院・裁判所等への付き添い、要請があり次第随時）

ウ 自助グループ（交通死亡事故遺族等同じ問題をかかえる方達が自発的に集まり、問題を乗り越えるために支え合うことを目的としたグループ）への支援

エ 広報啓発活動

(2) ボランティア支援活動員は、登録後も必要な研修が義務づけられています。

7 応募方法

(1) 「犯罪被害者支援ボランティア養成講座受講申込書」を電話で事務局に請求していただければ郵送いたします。

（当センターのホームページに募集要綱を掲載しますので、申込書のダウンロードが可能です。また、ホームページには、直接入力することにより応募できる「応募フォーム」も設定します。）

(2) 応募締切

令和8年2月28日

（郵送の場合は、令和8年2月28日まで必着）

(3) 応募書類送付先

〒010-0922

秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館本館4階

公益社団法人秋田被害者支援センター

8 問い合わせ先

公益社団法人秋田被害者支援センター事務局

電 話 018-893-5935

（祝日を除く月曜日から金曜日の午前10時から午後4時まで）

FAX 018-893-5938